

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十九条第一項の規定による、次の保険医療機関又は保険薬局の指定の辞退について、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき、公示する。

令和 八年 六月二十五日

中国四国厚生局長

竹林經治

[illegible]